

令和3年11月25日

公的価格評価検討委員会 御中

公的価格の引き上げに向けた意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
公益社団法人 全国私立保育連盟
社会福祉法人 日本保育協会

新型コロナウイルス感染症の対応が長期化する中であっても、子どもの健やかな育ちを思い、子どもの最善の利益を保障するとともに、地域の子どもや子育て家庭のための支援等を継続してきた現場職員、保育所等に対して、「賃上げによる収入増」を検討いただくことに感謝申し上げます。

コロナ禍において保育を継続し、社会を支えている保育者、保育所等は、すべての子どもに保育を保障するための基本的な機能であり生活インフラです。保育所等が地域に存在せず、保育・教育の場が無くなれば、子育て家庭はその地域で生活することをあきらめ、他の地域に転出してしまうことになりかねません。すなわち保育所等を社会に不可欠な社会資源として維持することは、地方創生を背景とした地域づくりに大きく貢献します。

こうしたことから、公的価格の拡充に向けた検討を行う公的価格評価検討委員会の意義と役割に期待するとともに、次の事項について、特段のご検討をお願いします。

1. 経済対策による処遇改善について

(1) 臨時的・単発的なものではなく恒久的な仕組みとしてください

3%程度（月額9,000円）の処遇改善は、一時的なものではなく、恒久的な人件費の底上げとなるようお願いします。一時的な賃上げでは有効な手立てとならず、結果的に「成長と分配の好循環」という目的にもつながらないと考えます。

(2) 処遇改善は保育所等のすべての職員を対象としてください

保育所保育指針は第1章総則において全職員による保育を求めていることから、常勤の保育士に限らず、非常勤で働く保育士や、調理員、事務員など、保育の現場で働くすべての職員の処遇改善としてください。

(3) 人材確保につながるような処遇改善の仕組みとしてください

一過性の処遇改善では、人材確保という観点では難しく、働き続ける雇用の安定としての視点も必要です。現在保育の現場で働いている人、保育士等をめざしている人、潜在保育士などの期待に応えられるような、現実的な処遇改善としてください。

(4) 法人の持ち出しが発生しないように配慮してください

3%程度（月額9,000円）の処遇改善を実施するにあたり、法人の持ち出しが発生しないように配慮してください。

2. 公定価格の引き上げに向けて

(1) 積み上げ方式の堅持

保育所等は、すべての子どもに保育を保障するための基本的な機能であり生活インフラです。経験年数に応じた対応や、配置基準の改善等の政策的な上乘せが実施しやすい人件費等の個別費用の積み上げ方式による公定価格の算定は、保育の質を確保する観点から、包括方式ではなく、積み上げ方式を堅持してください。

(2) さらになる処遇改善に向けて

全世代型社会保障構築会議・公的価格評価検討委員会合同会議で示された「公的価格の制度について」によれば、「全産業（男女）」と「保育士（男女）」との賃金格差は5万円程度あります。保育士は大切な子どもの命を預かる専門職です。さらになる処遇の改善が必要です。

(3) 処遇改善につながる算定方法について

処遇改善に向けては、加算単価ではなく、基本分単価の引き上げで対応してください。

(4) 基本分単価の課題

公定価格における俸給表の格付けは、施設長・主任保育士・保育士・調理員等とも、子どもの命を預かる職業としてもっと評価されるべきです。また、公定価格の設定上、保育所における事務員は非常勤とされています。保育所等で働く人々の社会的地位向

上とともに、適正な評価がされ、生涯働くことができる職場となるよう制度整備をお願いします。

また、公定価格は積み上げによる算定方式が採用されていますが、現在その内訳は公表されていません。人件費・管理費・事業費各項目において、物価など経済状況の変動等を踏まえた現実に即した適正な金額が積算されているか、定期的な検証と見直しをお願いします。

(5) 配置基準の課題

基準上の配置人数と実際の配置人数の差が出ている場合があります。保育の質を高めるためや、保育者のノンコンタクトタイムを確保するため等、保育所等が自主的により多くの人数を配置した場合に、保育所等の持ち出しが増えるような状況が起きています。保育所等が質の向上などを積極的に行うモチベーションを高めるような職員配置基準にしてください。

(6) 11時間開所に関する課題

現在の単価は8時間開所を基本としています。働き方の多様化に対応し、11時間開所が求められている現状を踏まえ、11時間開所を基本とするようにしてください。

(7) 人口減少に応じた課題

公定価格は人口減少に対応した形での検討が必要であると考えます(特に離島や過疎地などの小さな定員の保育所において、月曜から土曜までの66時間保育が実施できる職員体制の確保は急務です)。

以上